

告 示

埼玉県告示第三十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市戸塚環境センター施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

川口市、さいたま市、草加市、越谷市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境施設課

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境対策課

さいたま市美園公民館

草加市廃棄物資源課

草加市新田西文化センター

越谷市環境政策課

越谷市出羽地区センター

越谷市荻島地区センター

越谷市蒲生地区センター

越谷市南越谷地区センター

ロ 期間

平成三十年一月十六日（火）から平成三十年二月十六日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）